

ハイヤー・タクシー業交通労働災害防止運動実施要綱

1 趣旨

東京都内のハイヤー・タクシー業では休業4日以上労働災害が年間約500件発生しており、そのうち約6割が交通労働災害である。また、平成30年には死亡交通労働災害が2件発生している（平成31年2月6日現在）。ハイヤー・タクシー業界では警察及び運輸行政と連携して交通事故防止に取り組んできているが、さらにハイヤー・タクシー運転者の労働災害防止を直接の目的として交通労働災害防止運動に取り組み、ハイヤー・タクシー業における交通労働災害防止の意識の高揚を図ることを目的とする。

2 運動名

ハイヤー・タクシー業交通労働災害防止運動

3 標語

安全運転最優先で交通労働災害ゼロへ

4 期間

平成31年4月1日から1年間

5 主唱者

東京労働局

6 協賛者

（一社）東京ハイヤー・タクシー協会

7 主唱者、協賛者の実施事項

期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料の作成、配布
- (2) ハイヤー・タクシー事業者に対する講習会等での交通労働災害防止の啓発指導
- (3) ハイヤー・タクシー事業者への下記8に係る指導・援助
- (4) 運動についての広報

8 ハイヤー・タクシー事業者の実施事項

- (1) 春・秋の全国交通安全運動時期に、①交通労働災害防止に向けた運転者への教育、②「交通労働災害防止ガイドライン総点検チェックリスト」を活用した交通労働災害防止のための点検を行う。
- (2) 事業場・車両に、運動の趣旨・標語を掲示する、点呼時の安全唱和に標語の趣旨を取り入れる等により交通労働災害防止に向けた運転者の意識づけを行う。
- (3) ドライブレコーダーの記録を活用した危険予知訓練、危険の回避につながる運転操作についての運転者教育を充実・強化する。
- (4) 交通労働災害防止に対する意識の高揚を図るため、「私の安全宣言」に取り組む。
- (5) ハイヤー・タクシー業の交通労働災害の約5割が赤信号や渋滞等で停車中に他車に追突されることによる頸椎捻挫等であることから、追突された際の被害軽減を図るため、ヘッドレストの適正位置について運転者への教育を行うとともに、ヘッドレストが適正位置となっているかについての実地点検を行う。
- (6) 高速道路で渋滞により停車する場合には、早めの減速・ハザードランプの使用により追突事故を防ぐよう運転者への教育を行う。
- (7) 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間管理を行う。
- (8) 健康起因の交通労働災害を防止するため、運転者に対して健康診断を確実に実施し、有所見者には「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく対応を行うほか、健康保持増進に努める。
- (9) 交通労働災害に続いて多い転倒災害、特に危険の大きい冬季の路面凍結による転倒災害を防止するため、6月、1月に職場点検と運転者への教育を実施する。